

東かがわ市規則第12号

東かがわ市契約規則及び東かがわ市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

東かがわ市長 上村-郎

東かがわ市契約規則及び東かがわ市建設工事執行規則の一部を改正する規則

(東かがわ市契約規則の一部改正)

第1条 東かがわ市契約規則(平成15年東かがわ市規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>第22条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第14条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、随意契約により契約を締結しようとする価格の総額が<u>30万円以下</u>のときは予定価格を定めることを省略することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第21条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td style="text-align: right;"><u>200万円</u></td></tr> <tr><td>2 財産の買入れ</td><td style="text-align: right;"><u>150万円</u></td></tr> <tr><td>3 物件の借入れ</td><td style="text-align: right;"><u>80万円</u></td></tr> <tr><td>4 財産の売払い</td><td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td></tr> <tr><td>5 物件の貸付け</td><td style="text-align: right;"><u>30万円</u></td></tr> <tr><td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td style="text-align: right;"><u>100万円</u></td></tr> </table>	1 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	2 財産の買入れ	<u>150万円</u>	3 物件の借入れ	<u>80万円</u>	4 財産の売払い	<u>50万円</u>	5 物件の貸付け	<u>30万円</u>	6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>	<p>第22条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第14条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、随意契約により契約を締結しようとする価格の総額が<u>30万円未満</u>のときは予定価格を定めることを省略することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第21条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td style="text-align: right;"><u>130万円</u></td></tr> <tr><td>2 財産の買入れ</td><td style="text-align: right;"><u>80万円</u></td></tr> <tr><td>3 物件の借入れ</td><td style="text-align: right;"><u>40万円</u></td></tr> <tr><td>4 財産の売払い</td><td style="text-align: right;"><u>30万円</u></td></tr> <tr><td>5 物件の貸付け</td><td style="text-align: right;"><u>30万円</u></td></tr> <tr><td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td></tr> </table>	1 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>	2 財産の買入れ	<u>80万円</u>	3 物件の借入れ	<u>40万円</u>	4 財産の売払い	<u>30万円</u>	5 物件の貸付け	<u>30万円</u>	6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>
1 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>																								
2 財産の買入れ	<u>150万円</u>																								
3 物件の借入れ	<u>80万円</u>																								
4 財産の売払い	<u>50万円</u>																								
5 物件の貸付け	<u>30万円</u>																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>																								
1 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>																								
2 財産の買入れ	<u>80万円</u>																								
3 物件の借入れ	<u>40万円</u>																								
4 財産の売払い	<u>30万円</u>																								
5 物件の貸付け	<u>30万円</u>																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>																								

(東かがわ市建設工事執行規則の一部改正)

第2条 東かがわ市建設工事執行規則(平成15年東かがわ市規則第97号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 予定価格が<u>200万円</u>を超えない契約をするとき。</p> <p>(2)~(7) 略</p> <p>2~4 略</p>	<p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第5条 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 予定価格が<u>130万円</u>を超えない契約をするとき。</p> <p>(2)~(7) 略</p> <p>2~4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の東かがわ市契約規則の規定及び第2条の規定による改正後の東かがわ市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。